

(裏 面)

※ 3歳未満の子を養育する組合員等の標準報酬月額の特例（以下「**3歳未満養育特例**」といいます。）が適用される期間は、申出をした月より前の月については、申出が行われた月の前月までの2年間となりますので、ご注意ください。

※ この申出に基づく3歳未満養育特例は、次のいずれかに該当したときに終了します。これらのうち、①、④、⑤、⑥に該当したときは、すみやかに「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」をご提出ください。（②、③に該当した場合は届出は不要です。）

- ① この申出に係る子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ② この申出に係る子が3歳に達したとき
- ③ 公立学校共済組合の組合員の資格を喪失したとき又は死亡したとき
- ④ この申出に係る子以外の子について3歳未満養育特例の適用を受ける場合、この申出に係る子以外の子を養育することとなったとき
- ⑤ 掛金等の特例（免除）を受ける育児休業等を開始したとき
- ⑥ 掛金等の特例（免除）を受ける産前産後休業を開始したとき

【記入にあたっての留意事項】

「養育することとなった日及びその事由」欄

事由	記入例
子が生まれたことによる場合	「1 出生」を○で囲み、出生年月日を記入してください。
子と申出者の養子縁組による場合	「2 養子縁組」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「3 同居開始」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。

「養育の特例を開始する日及びその事由」欄

事由	記入例
子が生まれたことによる場合 【男性組合員に限りです】	「1 出生等」を○で囲み、出生年月日を記入してください。 ※3歳未満の子を養育している期間中に次の子が生まれた場合にも同様に記入してください。（併せて前の子に係る「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」もご提出ください。）
子と申出者の養子縁組による場合	「1 出生等」を○で囲み、養子縁組を行った日を記入してください。
別居していた子と同居することとなったことによる場合	「1 出生等」を○で囲み、同居を開始した日を記入してください。
育児休業等（掛金免除）が終了したことによる場合	「2 育休終了」を○で囲み、育児休業等が終了した日の翌日を記入してください。
産前産後休業（掛金免除）が終了したことによる場合 【女性組合員に限りです】	「3 産休終了」を○で囲み、産前産後休業が終了した日の翌日を記入してください。
3歳未満の子を有している方が、組合員になった場合	「4 就職」を○で囲み、組合員となった日を記入してください。

【添付書類】

- 1 申出者と子の身分関係及び子の生年月日を証明できるもの（戸籍謄（抄）本等）
ただし、子が公立学校共済組合鹿児島支部において被扶養者として認定されている場合、育児休業等掛金等免除又は育児休業手当金を申請している場合は省略可能とします。
- 2 申出者と子が同居していることを確認できるもの（住民票等）
提出日から遡って**90日以内に発行されたもの**をご提出ください。
養育の特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。
〔例〕育児休業等が終了した場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要になります。〕
ただし、他の手続きのため公立学校共済組合鹿児島支部に書類を提出している場合は、省略可能とします。

* 添付書類の提出を省略する場合には、申出書の下部の欄に必要な事項を記入してください。

* 写しを提出する場合は、所属長による原本証明を付してください。